

当社店舗での一酸化炭素中毒事故に関する調査結果について

2010年5月12日(水) 当社松江店(東京都江戸川区松江1-15-16)での「一酸化炭素中毒事故」に関しまして、5月13日(木)ならびに5月17日(月)に「事故の概要」「当社の主な対応」等についてお知らせいたしました。

その後の当社の社内調査および行政機関(警察署、保健所、労働基準監督署)の捜査・調査状況につきまして、下記の通りお知らせいたします。

1. 当社内の調査について

当社では今回の一酸化炭素中毒事故の発生要因を、各行政機関と協力し、全力を挙げて調査してまいりました。行政機関の調査の結果、鮮魚作業室内の在庫商品から一酸化炭素は検出されておられませんので、一酸化炭素は外部より流入したとの仮説の基に、鮮魚作業室の建屋構造の状況確認を行ないました。

鮮魚作業室には、排水溝及び換気口がありましたが、排水溝内には空気の流れがなく、一酸化炭素は検出されませんでした。線香の煙による実験の結果、鮮魚作業室の入口から作業室内へ煙がわずかに流入することが確認できましたので、換気口からの流入の可能性も含め、店舗内、店舗外での一酸化炭素発生の可能性があるのか調査を行ないました。

特に以下の4点については、一酸化炭素発生の可能性を想定し、事故当日の状況を再現し、実験検証を行ないましたが、いずれも、今回の事故に結びつくような高濃度の一酸化炭素は発生せず、原因の特定には至りませんでした。

(1) 改装に伴う先行工事による発生の可能性について

- ・事故前日(5月11日)22時より翌朝4時までの間に、天井裏でアセチレンガスを使用した空調用冷媒配管溶接工事を、4箇所各1回合計4回、1回当たり1分間前後実施しており、このことによる一酸化炭素発生の可能性を想定し、調査・実験を行いました。事故前日に行われた溶接工事と同様に店内の4箇所で再現し、検証を行いましたが、4箇所とも一酸化炭素の検出はされませんでした。
- ・同時に、各作業場やバックルーム、従業員食堂、売場内等17箇所で一酸化炭素濃度の計測および線香臭の確認を、溶接再現後、時間経過とともに、4回に渡り実施しましたが、いずれの箇所、時間においても、一酸化炭素の検出ならびに線香臭の確認はされませんでした。
- ・これらの実験検証の結果、今回の事故と溶接工事との因果関係は極めて薄いことを確認いたしました。行政機関にも確認いたしました。1分程度の溶接工事で店内に一酸化炭素が充満する可能性は考えられないとのことでした。

(2) 店頭での焼き鳥販売用バーナーによる発生の可能性について

- ・事故当日は、平置式の焼き鳥バーナーおよび回転式の焼き鳥バーナーの2種類のバーナーを使用しておりましたが、同一の状況で同一のバーナーを使用し実験を行ないましたが、一酸化炭素は、バーナーから少し離れた場所(1~2m)では検出されませんでした。
- ・バーナーの煙は、実験当日、風下となった焼き鳥店の店内に流れていましたが、店内での計測においても、一酸化炭素は検知されず、今回の事故と因果関係は極めて薄いことを確認いたしました。

(3) 2階テナント喫茶店の厨房内での発生の可能性について

- ・事故当日(5月12日)11時前後に、2階テナント喫茶店の厨房内に設置してある「業務用厨房不完全燃焼警報センサー」が反応していた事実が確認されておりますので、該当厨房内における一酸化炭素発生の可能性について実験検証を行ないました。
- ・事故当日と同じ状況で、再度、喫茶店厨房内の一酸化炭素濃度を計測しましたが、一酸化炭素については全く検出されませんでした。
- ・事故当日、「業務用厨房不完全燃焼警報センサー」が反応した原因については特定できませんでしたが、事故翌日(5月13日)に東京ガスによる松江店建物内に設置してある全てのガス機器の調査が実施されており、異常がなかったことが報告されておりますので、当社における実験検証の結果も踏まえ、2階喫茶店の厨房内において、一酸化炭素が発生する可能性は極めて低いことを確認いたしました。

(4) 納品車等の排気ガスによる発生の可能性について

- ・一般納品車の駐車場所は、納品口から約10m離れており、車の排気口も店舗納品口と異なる方向に向いており、車の排気ガスが店内へ流入する可能性は極めて低いと考えられます。
- ・ゴミ収集車の排気ガスについては、ゴミプレス機作動時の高回転時は全く一酸化炭素が検出されず、平常アイドリング回転時にわずかに検出される程度であり、今回の事故との因果関係は極めて薄いことを確認いたしました。

2. 行政機関の捜査・調査状況について

行政機関の調査においても、警視庁科学捜査研究所、小松川警察署における捜査、および江戸川保健所ならびに江戸川労働基準監督署における調査が行われましたが、原因特定には至らず、捜査・調査は終了していると聞いております。

3. 今後の対応について

行政機関とも協力し原因調査を続けてまいりましたものの、誠に遺憾ではございますが、一酸化炭素発生の原因を特定するには至りませんでした。

既に松江店では、法令に基づく定期的な建築環境測定の実施に加え、都市ガス警報機を複数箇所に設置し、安全体制の強化を図っております。

また、当社全店舗における安全体制の強化策として、ガス給湯器等の設置場所にガス警報機を配備するなどの再発防止対策を講じてまいります。

当社では、人命最優先の観点から、お客様に安心してお買物していただき、従業員も安全に働ける環境づくりをすすめ、危機管理体制の再構築を図ってまいります。

以上

<ご参考> 事故の概要と当社の主な対応について

(5月17日付 ニュースリリースにてお知らせいたしました内容です)

(事故の概要)

- ・2010年5月12日(水)12時(正午)頃、当社松江店鮮魚部門の女性従業員が体調不良を訴え、病院にて診察の結果、「一酸化炭素中毒」との診断を受け入院、その後、もう一名の女性従業員も、帰宅後、体調に不調を感じ、「一酸化炭素中毒」との診断を受けました。
「一酸化炭素中毒」と診断された従業員につきましては、一人は既に回復し店舗での通常業務に戻っております。また、もう一人は退院し通院治療中です。
- ・同日、消防署および警察署が同店に立ち入り、一酸化炭素の発生原因について捜査・調査を開始しました。

(当社の主な対応)

- ・当初、警察署より、「生かつお」より一酸化炭素が発生した疑いがあるとの連絡を受け、即座に該当商品を全店の売場より撤去しました。
- ・同時に、同ロットの「生かつお」の自主検査を実施するとともに、第三者機関である「財団法人日本冷凍食品検査協会」に検査を依頼し、全て基準値以下であることが判明しました。またその後の警察署における検査結果も、食品衛生法における基準値以下であるとの連絡を受けました。
- ・東京都福祉保健局の見解を確認後、自主検査による安全性が確認された結果を踏まえて、「生かつお」の販売を再開しました。
- ・事故発生以来、当該店舗の複数個所における一酸化炭素濃度の計測を毎日実施するとともに、松江店の全従業員の健康状態の聞き取り調査を実施した結果、事故当日の午前中に、上記2名の他、他部門にも体調に異常を感じた従業員が複数名いたことが判明しましたが、通院にいたるまでの症状ではなく、現在は店舗にて通常に業務に就いております。
- ・当社では今回の一酸化炭素中毒の原因が、「生かつお」に起因するものではない可能性が高いと判断し、より広範囲の原因を調査すべく、各行政機関と協力し、全力を挙げて調査してまいりました。